

平成30年度 新居浜市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,573,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,349,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年12月4日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		6,857,582	534,586	7,392,168
	1. 国庫負担金	6,032,775	120,314	6,153,089
	2. 国庫補助金	801,483	413,559	1,215,042
	3. 委託金	23,324	713	24,037
15. 県支出金		3,398,731	4,069	3,402,800
	1. 県負担金	2,255,471	2,907	2,258,378
	2. 県補助金	798,589	1,162	799,751
18. 繰入金		1,585,337	208,398	1,793,735
	1. 基金繰入金	1,585,337	208,398	1,793,735
21. 市債		5,577,900	1,826,100	7,404,000
	1. 市債	5,577,900	1,826,100	7,404,000
歳入合計		49,776,790	2,573,153	52,349,943

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,680,460	9,600	4,690,060
	1. 総務管理費	3,831,944	9,600	3,841,544
3. 民生費		20,249,303	31,280	20,280,583
	1. 社会福祉費	9,461,587	713	9,462,300
	2. 児童福祉費	8,182,952	30,567	8,213,519
7. 商工費		1,574,296	214,378	1,788,674
	1. 商工費	1,574,296	214,378	1,788,674
8. 土木費		3,222,762	5,194	3,227,956
	2. 道路橋りょう費	1,045,529	5,194	1,050,723
10. 教育費		4,133,219	2,082,827	6,216,046
	2. 小学校費	698,640	1,161,588	1,860,228
	3. 中学校費	433,068	867,773	1,300,841
	4. 幼稚園費	205,552	6,356	211,908
	5. 社会教育費	764,674	47,110	811,784
11. 災害復旧費		72,200	229,874	302,074
	1. 農林水産業施設災害復旧費	20,000	109,147	129,147
	2. 公共土木施設災害復旧費	52,200	119,340	171,540
	3. 衛生施設災害復旧費	0	1,387	1,387

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出合計		49,776,790	2,573,153	52,349,943

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

第2表 繰越明許費

千円

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校ブロック塀安全対策事業	94,035
		小学校空調整備事業（公共）	1,067,553
	3 中 学 校 費	中学校ブロック塀安全対策事業	68,374
		中学校空調整備事業（公共）	799,399
	5 社 会 教 育 費	広瀬歴史記念館空調整備事業	47,110

第3表 債務負担行為補正

追加

千円

事 項	期 間	限 度 額
一 般 下 水 路 整 備 事 業	平成30年度から平成31年度まで	35,000
農 道 維 持 管 理 事 業	平成30年度から平成31年度まで	10,000
公 園 整 備 事 業	平成30年度から平成31年度まで	4,000
道 路 整 備 事 業	平成30年度から平成31年度まで	20,000
市 民 体 育 館 空 調 設 備 整 備 事 業	平成30年度から平成31年度まで	492,600
女 性 総 合 セ ン タ ー 管 理 委 託 料	平成31年度から平成35年度まで	163,500
障 が い 者 福 祉 セ ン タ ー 管 理 委 託 料	平成31年度から平成35年度まで	166,600
総 合 福 祉 セ ン タ ー 管 理 委 託 料	平成31年度から平成35年度まで	523,100
新 居 浜 市 観 光 交 流 施 設 等 管 理 委 託 料	平成31年度から平成35年度まで	121,000
新 居 浜 公 園 等 管 理 委 託 料	平成31年度から平成35年度まで	136,000
市 営 住 宅 等 管 理 委 託 料	平成31年度から平成33年度まで	343,900
市 民 文 化 セ ン タ ー 等 管 理 委 託 料	平成31年度から平成35年度まで	657,400
市 民 体 育 館 等 管 理 委 託 料	平成31年度から平成35年度まで	1,270,100
別 子 山 グ ラ ウ ン ド 等 管 理 委 託 料	平成31年度から平成35年度まで	9,500

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地 域 活 性 化 事 業	千円 157,900	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 200,200	補正前に同じ	%	補正前に同じ
教 育 施 設 等 整 備 事 業	82,100				1,743,700			
災 害 復 旧 事 業	24,500				146,700			
計	5,577,900	—	—	—	7,404,000	—	—	—